

島本町新体育館等整備事業

要求水準書

令和8年6月16日
(令和8年8月17日更新)

島本町

目次

1 総則	1
(1) 本要求水準書の位置付け	1
(2) 要求水準書の変更	1
2 事業実施にあたっての基本的事項	2
(1) 事業の内容	2
ア 事業の目的	2
イ 事業方式	2
ウ 契約の形態	2
エ 整備期間	2
オ 業務内容	3
(2) 計画地に関する事項	3
ア 事業区域	3
イ 計画地の概要	3
ウ 地盤状況	4
エ 土壌汚染	4
オ 埋蔵文化財	4
(3) 法令、要綱・基準類等	4
ア 遵守すべき法令等	4
イ 適用すべき要綱・基準類等	6
ウ 積算基準	7
エ その他	8
3 施設の機能及び性能等に係る要求水準	9
(1) 基本コンセプト	9
ア 基本コンセプト	9
イ 施設整備の基本方針	9
(2) 施設整備要件	9
ア 施設概要	9
(3) 建築計画	10
ア 配置計画	10
イ 平面・動線計画	11
ウ バリアフリー・ユニバーサルデザイン	11
エ 環境への配慮	11
オ 室内環境	12
カ 防災	12
キ 安全・防犯	12
ク メンテナンス	12
ケ 仕上げ	13
コ サイン計画	13
サ 余熱利用	13

(4)	必要諸室.....	13
ア	スポーツ機能.....	13
イ	体力づくり・健康づくり機能.....	16
ウ	交流機能.....	19
エ	防災機能.....	20
オ	管理サービス機能.....	20
(5)	構造計画.....	22
ア	耐震性能.....	22
イ	施設の耐用年数.....	22
ウ	基礎構造.....	22
(6)	電気設備計画.....	22
ア	共通事項.....	22
イ	電灯・コンセント設備.....	23
ウ	動力設備.....	23
エ	雷保護設備.....	23
オ	受変電設備.....	23
カ	太陽光発電設備.....	23
キ	静止型電源設備.....	24
ク	非常用発電設備.....	24
ケ	構内情報通信網設備.....	24
コ	構内交換（電話）設備.....	24
サ	情報表示（時計）設備.....	24
シ	映像・音響設備.....	24
ス	拡声設備.....	25
セ	テレビ受信設備.....	25
ソ	テレビ電波障害防除設備.....	25
タ	防犯・入退室管理設備.....	25
チ	誘導支援設備.....	25
ツ	火災報知設備.....	25
テ	中央監視制御設備.....	25
(7)	機械設備計画.....	25
ア	共通事項.....	25
イ	空気調和設備.....	26
ウ	換気設備.....	26
エ	自動制御設備.....	26
オ	衛生器具設備.....	26
カ	給水設備.....	27
キ	給湯設備.....	27
ク	熱利用設備.....	27
ケ	排水設備.....	27

コ	プール循環ろ過設備	27
サ	ガス設備	28
シ	昇降機設備	28
ス	消防設備	28
(8)	外構計画	28
ア	敷地造成	28
イ	事業用地①	29
ウ	事業用地②	29
エ	サイン計画	30
オ	道路改良	30
カ	植栽	30
キ	その他	30
ク	仮設駐車場	30
ケ	仮設駐輪場	31
4	施設整備業務に関する要求水準	32
(1)	総則	32
ア	基本方針	32
イ	対象業務	32
ウ	セルフモニタリング	32
(2)	設計業務	32
ア	事前調査業務	32
イ	設計業務	32
ウ	各種申請業務	34
エ	交付金申請等支援業務	34
オ	設計意図伝達業務	34
(3)	工事監理業務	34
ア	工事監理計画書の提出	35
イ	工事監理報告書の提出	35
ウ	その他提出書類	35
エ	業務実施の留意点	35
(4)	建設業務（解体・撤去業務を含む）	35
ア	業務期間	35
イ	基本要件	36
ウ	総合施工計画書等の提出	37
エ	工事報告書	37
オ	完成検査及び完成確認	38
(5)	その他本施設の設計・建設上必要な業務	39

■資料一覧

資料番号	資料名称
資料 1	事業区域図
資料 2	都市公園台帳
資料 3	地盤調査報告書
資料 4	島本町運動緑地公園整備工事図面
資料 5	主要な諸室の設備一覧
資料 6	想定競技一覧
資料 7	想定備品一覧
資料 8	道路改良計画図
資料 9	基本設計成果品
資料 10	実施設計成果品
資料 11	引渡し書類
資料 12	島本町営山崎住宅建設工事竣工図（抜粋）
資料 13	山崎地区高規格堤防に関する管理協定
資料 14	温排水供給に関する資料
資料 15	事業区域内既存物等対応一覧表
資料 16	境界杭に関する資料

1 総則

(1) 本要求水準書の位置付け

本要求水準書は、島本町（以下「町」という。）が実施する島本町新体育館等整備事業（以下「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に要求する施設の設計、建設、工事監理業務に関するサービス水準を示すものである。なお、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力等を最大限に生かすため、各要求水準については、基本的な考え方のみを示すに留め、本事業の目標を達成する具体的な方法・手段等は、事業者の発想に委ねることとする。

また、本事業で対象とする施設は、体育館、屋内プール及び付帯施設（以下「本施設」という。）とする。

(2) 要求水準書の変更

町は、本事業期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性により、要求水準書の見直し及び変更を行うことができる。

要求水準書の変更に伴い、事業者が行う業務内容に変更が生じるときは、設計施工一括契約書の規定に基づき、所定の手続きを行うものとする。

2 事業実施にあたっての基本的事項

(1) 事業の内容

ア 事業の目的

町が設置・運営する町立体育館は、昭和 56 年の開設以来、多くの住民から、スポーツ活動の拠点、そして体力づくりや健康づくりの場として親しまれてきた。

しかしながら、平成 28 年度に実施した耐震診断の結果、第 1 体育室が耐震性能を満たしていないことが判明するとともに、用地が借地であることや、施設・設備ともに老朽化が進行していることなど、様々な課題を抱えている。

また、小中学校プールについては、町内に 4 つの小学校と 2 つの中学校があり、いずれの施設にも屋外プールが設置されているが、各プールは建設後、約 30～50 年が経過しており、大規模改修工事を実施していない 4 校のプールでは、プール槽やろ過装置等の老朽化が顕著にみられる。

また、近年の猛暑によるプール授業の中止への対策とともに、国から求められている教員の働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方についても早急な検討が必要となっている。

さらに、住民の方に惜しまれつつも施設の老朽化などの問題により、平成 26 年に町立プールを廃止しているため、住民が利用できるプールが町内には民間も含めて、現在 1 箇所もない状況となっている。

上記のような課題を踏まえ、町立体育館の諸課題を解決し、住民の安全性確保や、学校プールを集約化し、授業時以外は住民が年中利用できる屋内プールの整備が求められている。

このことから、令和 7 年 3 月に策定した「島本町新体育館等整備基本計画」に基づき、水無瀬川緑地公園内に効率的かつ効果的に民間の発想力と優れたノウハウを最大限活用し、民間からの提案を基に整備できる設計施工一括発注（デザインビルド／Design Build：DB）方式（以下「DB 方式」という。）によって本施設を整備することを目的とする。

イ 事業方式

本事業は、DB 方式により実施することで、効率的かつ効果的に民間の発想力と優れたノウハウを最大限活用し、水無瀬川緑地公園内に本施設を整備を図るものとする。

ウ 契約の形態

町は、本施設の設計・建設業務等を一括で請け負わせるために、優先交渉権者を選定事業者（以下「事業者」という。）として、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約に係る手続きを開始し、町議会の議決を経て契約を行うものとする。なお、協議後には、事業者はあらためて見積書を提出するものとする。

エ 整備期間

設計・建設期間：契約締結日の翌日～令和 11 年 12 月末日（予定）

オ 業務内容

事業者が行う業務範囲は、次のとおりとする。

- (ア) 設計業務
- (イ) 工事監理業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) その他本施設の設計・建設上必要な業務

(2) 計画地に関する事項

ア 事業区域

「資料 1：事業区域図」を参照のこと。

イ 計画地の概要

(ア) 計画地の概要

項目	内容
所在地	島本町山崎二丁目 1－1、1－23、1－24、1－25の一部
公園名	水無瀬川緑地公園 ※各種条件は「資料 2：都市公園台帳」を参照のこと
公園種別（面積）	都市公園（約30,624㎡） ※都市公園内の既存施設の建築面積：325.44㎡
事業用地	事業用地①：6,016.48㎡ 事業用地②：3,707.04㎡ ※一部町営緑地公園住宅敷地含む
用途地域	準工業地域
建ぺい率	60%（島本町都市公園条例による建ぺい率の上限12%）
容積率	200%
防火地域	なし（法第22条地域）
高さ制限等	道路車線 適用距離：20m 勾配：1.5
	隣地斜線 立上り：31m、勾配：2.5
日影規制	なし
その他	景観計画区域 宅地造成工事規制区域 近郊緑地保全区域 高規格堤防特別区域「資料13：山崎地区高規格堤防に関する管理協定」

(イ) インフラ整備状況の概要（令和 8 年 4 月 1 日現在）

本施設と周辺インフラとの接続位置及び費用負担等については、管理者又は供給業者への確認、調整を行うこと。また、接続にあたっての工事費用、工事負担金等の初期費用が必要となる場合には、事業者の負担とする。

項目	内容
道路	山崎 2 号幹線 幅員約 8 m

	山崎 6 号線 幅員約 5 m 東大寺山崎 2 号幹線 幅員 9 m 山崎 41 号線 幅員 9 m ※「資料 1 事業区域図」
上水道	山崎 2 号幹線：Φ200 給水本管あり ※地図情報サイト「しまもとマップ」を確認すること
下水道	山崎 2 号幹線：Φ500 下水本管あり ※地図情報サイト「しまもとマップ」を確認すること
雨水	既設接続枡を用いた雨水排水経路を利用すること ※「資料 4 島本町運動緑地公園整備工事図面」
電力	山崎 2 号幹線から引き込むこと
電話等通信	山崎 2 号幹線から引き込むこと
ガス	山崎 41 号線：低圧管あり 山崎 2 号幹線：中圧管あり
温排水	本施設の熱源の一部は、近隣工場からの温排水から得られる余熱を利用すること。 ※「資料 14 温排水供給に関する資料」

ウ 地盤状況

計画地の地盤等の状況については、「資料 3 地盤調査報告書」を参考とし、追加調査を要する場合については、事業開始後に事業者が実施すること。

エ 土壌汚染

土壌汚染対策法第 4 条第 1 項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について届出済であるが、土地の形質の変更が事業区域を超える場合や、最大掘削深度が 30 m を超える場合は町に報告すること。

オ 埋蔵文化財

町では、島本町文化財保護条例第 18 条第 4 項及び島本町文化財保護条例施行規則第 18 条に基づき、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外で土地を掘削する土木工事等について計画される場合は、教育委員会事務局 教育こども部 生涯学習課とその内容について協議の上、土木工事等計画届出書を提出すること。

カ 高規格堤防特別区域

計画地の一部は高規格堤防特別区域に該当するため、工作物の新築等及び土地の掘削等について規制があることに留意すること。区域や協定の内容については、「資料 13 山崎地区高規格堤防に関する管理協定」を確認すること。

また、高規格堤防断面を掘削する工事は原則として出水期（6/16～10/15 の間）は認められないため、事業スケジュールについて十分留意すること。

（３）法令、要綱・基準類等

ア 遵守すべき法令等

本事業の実施にあたり、遵守すべき法令（施行令及び施行規則等を含む。）及び条例等は次に示すとおりであり、いずれも業務実施時点の最新のものを適用すること。このほか本事業に関連する法令等を遵守すること。

【法令等】

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- ・ 宅地造成及び特定盛土規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 32 年法律第 105 号）
- ・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・ 屋外広告物法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・ 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）
- ・ 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）
- ・ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ・ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）

【条例等】

- ・ 大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年大阪府条例第 4 号）
- ・ 大阪府文化財保護条例（昭和 44 年大阪府条例第 5 号）
- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号）
- ・ 大阪府景観条例（平成 10 年大阪府条例第 44 号）
- ・ 大阪府自然環境保全条例（昭和 48 年大阪府条例第 2 号）
- ・ 大阪府環境基本条例（平成 6 年大阪府条例第 5 号）
- ・ 大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 100 号）
- ・ 大阪府循環型社会形成推進条例（平成 15 年大阪府条例第 6 号）
- ・ 大阪府遊泳場条例（平成 12 年大阪府条例第 35 号）
- ・ 大阪府公衆浴場法施行条例（平成 12 年大阪府条例第 36 号）
- ・ 島本町水道事業条例（昭和 50 年条例第 5 号）
- ・ 島本町下水道条例（昭和 63 年条例第 13 号）
- ・ 島本町文化財保護条例（平成 20 年条例第 3 号）
- ・ 島本町景観条例（令和 5 年条例第 7 号）
- ・ 島本町都市公園条例（平成 15 年条例第 1 号）
- ・ 島本町道路の構造の技術的基準を定める条例（平成 25 年条例第 12 号）
- ・ 島本町道路標識の寸法を定める条例（平成 25 年条例第 13 号）
- ・ 島本町火災予防条例（昭和 39 年条例第 13 号）
- ・ その他、本事業の業務に関する関係法令等

イ 適用すべき要綱・基準類等

本事業の実施にあたり、本要求水準に特記しているもの以外については、以下にあげる国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の図書及び町の仕様書・説明書を基準とする。

なお、基準等はいずれも入札時点での最新版を適用すること。

- ・ 建築設計基準及び同資料
- ・ 建築構造設計基準及び同資料
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 土木工事共通仕様書
- ・ 敷地調査共通仕様書
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 建築工事監理業務共通仕様書

- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 内線規程
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- ・ 官庁施設の基本的性能基準
- ・ 官庁施設の環境保全基準
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- ・ 建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン
- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 公共建築工事標準書式
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築基礎構造設計指針
- ・ 擁壁設計標準図
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き
- ・ 大阪府土木工事共通仕様書
- ・ 盛土等防災マニュアル
- ・ 道路構造令の解説と運用
- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン
- ・ 宮繕工事写真撮影要領
- ・ プールの安全標準指針
- ・ 学校環境衛生基準
- ・ レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針
- ・ 遊泳用プールの衛生基準
- ・ 第二期島本町環境基本計画
- ・ 島本町生物多様性保全・創出ガイドライン
- ・ 島本町デザイン計画
- ・ 島本町木材利用基本方針
- ・ 島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱・同指導要綱施行基準
- ・ 島本町バリアフリー基本構想
- ・ その他、本事業の業務に関する設計基準、仕様書等

ウ 積算基準

- ・ 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁宮繕部監修最新版）
- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築設備数量積算基準

- ・ 建築設備設計計算書作成の手引
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式
- ・ その他、本事業の業務に関する積算基準等

エ その他

上記アからウまでに關する全ての關連施行令・規則・基準等についても含むものと
し、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の關係法令及び町条例についても遵
守のこと。

3 施設の機能及び性能等に係る要求水準

(1) 基本コンセプト

ア 基本コンセプト

施設整備の基本コンセプトは以下のとおりである。

「誰もがいきいき輝けるスポーツ・ウェルネス拠点」

イ 施設整備の基本方針

施設整備の基本方針は以下となる。

(ア) 住民の誰もが訪れやすく、気軽にスポーツに親しむことができる施設

- ・子どもから大人まで、多世代が気軽にスポーツに親しむことができる施設を整備します。
- ・ユニバーサルデザインやインクルーシブの視点を踏まえ、誰もが利用しやすい施設を整備します。

(イ) ライフステージに応じた体力づくり・健康づくりができる施設

- ・ライフステージ、体力や生活リズムに応じて、体力づくり・健康づくりができる施設を整備します。
- ・児童・生徒が安全・安心に利用でき、授業時間外は住民が活用できる屋内プールを整備します。

(ウ) 水無瀬川緑地公園と一体となって住民が集い交流の場となる施設

- ・水無瀬川緑地公園と連携して相互利用が可能な施設を整備します。
- ・住民があつまりともに活動し、つながりを感じられる交流の場を整備します。

(エ) 地球環境や周辺景観に配慮した施設

- ・省エネルギー機器の導入や自然エネルギーの活用など、地球環境に配慮した施設を整備します。
- ・水無瀬川緑地公園の自然や近隣の住環境を考慮し、周辺景観に配慮した施設を整備します。

(オ) 災害発生時でも安全・安心で地域の防災拠点となる施設

- ・広域避難地である水無瀬川緑地公園と併せて、災害発生時でも安全・安心で地域の防災拠点となる施設を整備します。

(カ) 将来にわたり経済性に配慮した施設

- ・日常的な保守管理のしやすさに配慮するとともに、長期的な利用を見据えた施設づくりにより、将来的な修繕・更新に対応できる経済性・効率性に優れた施設を整備します。
- ・将来にわたり、効果的で効率的な事務サービスの提供が可能な施設を整備します。

(2) 施設整備要件

ア 施設概要

(ア) 施設規模

- a 本施設の延べ面積は、4,450 m²程度（上限10%以下）とすること。
- b 本施設の建築面積は、付帯施設を含め3,300 m²以下とすること。

(イ) 施設構成

a 本施設の構成は次のとおりである。

室名		規模、利用方法等
施設構成	スポーツ機能	・体育室 1 (35.0m×27.0m程度、スポーツ利用等) ・体育室 2 (14.0m×14.0m程度、武道利用等) ・その他必要な諸室
	体力づくり 健康づくり機能	・体育室 3 (100㎡以上、軽運動等) ・トレーニングルーム ・一般用プール (25mコース×6レーン) ・幼児用プール ・ジャグジープール ・その他必要な諸室
	交流機能	・エントランスホール、休憩スペース、研修室
	防災機能	・備蓄倉庫、非常用発電機
	管理サービス 機能	・事務室、救護室、トイレ、倉庫、各種機械室、廊下・階段等
	駐車場・駐輪場	・マイクロバス用駐車場：3台 ・搬入用駐車場 ・利用者用駐車場：110台以上 (車いす使用者用、ゆずりあい駐車場含む) ・駐輪場：80台以上

(3) 建築計画

ア 配置計画

(ア) 事業用地①

- a 本施設を整備すること。
- b 車両出入口は、山崎 41 号線からとすること。
- c 車両動線を考慮の上、マイクロバス用の駐車場（3 台分）を整備すること。
- d 大阪府福祉のまちづくり条例の基準に則った車いす使用者用駐車場（3 台以上）やゆずりあい駐車場を整備すること。
- e 搬入用の駐車スペースを確保すること。
- f 駐輪パイプ等で区画された駐輪スペース（原動機付自転車や自動二輪、自転車併せて）を 80 台以上整備すること。なお、事業用地②に整備することも可とする。
- g 水無瀬川緑地公園利用者及び本施設利用者等の地域交流を促すベンチ等を設けた交流広場を計画すること。
- h 周辺地域や立地条件に配慮した施設配置とすること。特に、事業用地①の北側にある保育園への圧迫感や日影の影響に十分配慮すること。なお、設計期間中には、本施設整備による保育園敷地への影響を可視化するための日影図を作成すること。
- i 本施設エントランス付近に車寄せを設け、水泳授業用のマイクロバスからの児童・生徒や高齢者、障害者等の乗降が可能な計画とすること。
- j 各種機械室及び機械置場までのメンテナンス動線を確保すること。

k 水無瀬川緑地公園の利用者や町営住宅の住民等の通行のための安全な歩道を整備すること。

1 「資料 15 事業区域内既存物等対応一覧表」の内容を踏まえた計画とすること。

(イ) 事業用地②

a 事業用地②に本施設及び水無瀬川緑地公園利用者用の駐車場を整備すること。

b 110 台以上（一部軽車両も可）の駐車スペースを確保すること。

c 車両進入口は、山崎 41 号線からのみとすること。

d 「資料 15 事業区域内既存物等対応一覧表」の内容を踏まえた計画とすること。

イ 平面・動線計画

(ア) 本施設のエントランス付近には、降雨時の車両（マイクロバス等）によるアプローチに配慮し、車寄せ及び庇等を設置すること。

(イ) 分かりやすい諸室配置とし、視認性に優れたサインを適切に配置するなど利用しやすい施設とすること。

(ウ) 車いす使用者等の利用を踏まえ、適切な位置にエレベーターを配置すること。

ウ バリアフリー・ユニバーサルデザイン

(ア) 大阪府福祉のまちづくり条例の基準を満たすこと。

(イ) ユニバーサルデザインの理念に基づき、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、全ての利用者が安全・快適に利用できる十分な性能を確保すること。

(ウ) 車いす使用者等の観客席は、見やすく、利用しやすい位置に配置し、介助者の観客席も考慮すること。

(エ) 更衣室・シャワー室は、車いす使用者の利用や介助者にも配慮すること。
視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した誘導表示、点字案内、非常用警報装置等を適切に整備すること。

(オ) 案内設備として触知図案内板を各階に設けること。触知図案内板は、大阪府福祉のまちづくり条例における望ましい整備の基準に則った仕様とすること。

(カ) 階段部の手すりの起点及び終点には、点字で階数等を表示すること。

エ 環境への配慮

(ア) 水無瀬川緑地公園内のみどりと調和して良好な景観を形成すること。

(イ) 水無瀬川緑地公園は、北側に天王山、南側に水無瀬川と豊かな自然を眺望できる場所であるため、アプローチ動線に加えて南北に連なる景観軸に配慮すること。

(ウ) 山崎 41 号線も含めた水無瀬川緑地公園の景観的な一体感に配慮すること。

(エ) 近隣の住環境や周辺のまち並みに配慮した住民のシンボルとなるような施設とすること。

(オ) 島本町生物多様性保全・創出ガイドラインに示される配慮事項を踏まえた施設及び外構計画とすること。

(カ) 第二期島本町環境基本計画に基づき、省資源、省エネルギーに配慮した施設とすること。

(キ) 島本町木材利用基本方針に基づき、施設の木造化や木質化を推進し、大阪産材をはじめとする国産材の活用に努めること。

- (ク) 本施設の修繕や更新による環境負荷低減のため、耐久性やフレキシビリティを高めて施設の長寿命化を図ること。

オ 室内環境

- (ア) 遮音及び吸音に配慮するとともに、周囲に与える騒音の抑制に努めること。
- (イ) 日射等による競技及び観覧への支障が生じないように努めること。
- (ウ) 気温、気候等の屋外条件の変化や人数、使用時間、利用内容等の使用形態の変化等に対応できる空調システムを採用すること。
- (エ) 快適な室内環境の確保やシックハウス対策のために必要な換気量を確保するとともに、空気洗浄度を満たす換気システムを採用すること。
- (オ) 温湿度管理が可能な空調、断熱性能を有する壁・屋根構造等を考慮し、室内の結露防止や防カビ対策を行うこと。
- (カ) 給水・給湯設備、排水設備、空気調和設備、衛生器具設備等は、諸室に必要な環境に対して適切な計画とすること。
- (キ) 衝撃振動、床衝撃音等について対策を講じること。
- (ク) 各諸室の用途に合わせた、ブラインドやカーテンを設置すること。

カ 防災

- (ア) 広域避難所である水無瀬川緑地公園と併せて、災害時の防災拠点となる施設として整備をすること。
- (イ) 大規模災害発生時には、避難所としての使用を想定しており、基本的な利用計画は「資料5 主要な諸室の設備一覧」を参照すること。
- (ウ) 強風、浸水等による本施設への影響を可能な範囲で考慮すること。
- (エ) 屋外のわかりやすい場所に避難所看板を設けること。

キ 安全・防犯

- (ア) 地震時の落下物や、ガラス等の飛散等に対して、十分な対策を講じること。
- (イ) 特定天井に該当する場合は、建築基準法に適合した仕様とし、安全性に十分配慮すること。
- (ウ) 観客席は、転倒、転落防止事故防止等の安全性の確保に努めること。
- (エ) 施設用途や利用形態を考慮した防犯・セキュリティ計画を提案すること。

ク メンテナンス

- (ア) 公共施設として使用期間を60年以上と想定していることに考慮して施設整備を行うこと。
- (イ) 内外装や高所部、設備機器の清掃、点検・保守、更新等が容易かつ効率的に行える作業スペース、設備配管スペース、搬出入ルート等を確保すること。
- (ウ) 躯体、仕上り部材、設備機器等は、各々の更新周期を考慮の上、更新作業が効率的に行えるよう適切に分離すること。
- (エ) 長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の仕様に努めるほか、汎用性も考慮すること。
- (オ) メンテナンスや点検、将来の更新作業を容易にするため、配管ピット（地下ピット）を設けること。

ケ 仕上げ

- (ア) 仕上材料の選定にあたっては、建築設計基準及び同解説に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とする。使用材料は健康等に十分配慮し、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めること。
- (イ) 内外装計画は、コスト面にも配慮しつつ、機能やデザインを考慮すること。
- (ウ) 木造化や内装の木質化及び大阪産材をはじめとする国内産材の利用に努めること。
- (エ) 内外装仕上、細部については、供用開始後の維持管理コストの低減に配慮すること。
- (オ) 体育室 1、体育室 2、体育室 3 及びプール等の壁・天井は、適切な機能性（耐久性、耐衝撃性、吸音性能等）を有し、かつ経済性、メンテナンス性に配慮したものを採用すること。
- (カ) 利用者用のドアは引き戸若しくは自動ドアを基本とすること。
- (キ) 扉は、開閉時の衝突防止、突風対策措置を講じること。
- (ク) 窓は、必要に応じて、網戸を設置すること。

コ サイン計画

- (ア) 本施設のサインを内部の適切な箇所に設けること。なお、サインのデザイン等は、島本町デザイン計画を参考に統一した計画とすること。
- (イ) サインは、楽しく親しみのある自然豊かな地域を意識したデザインに配慮すること。トイレ、階段、スロープ、その他シンボル化した方が望ましいものについては、ピクトグラムとしてもよい。なお、ピクトグラムには必要に応じて室名や名称を併記すること。
- (ウ) エントランスホール等にイベント告知及び施設案内用のデジタルサイネージを設置すること。

サ 余熱利用

- (ア) 本施設の温水プールの熱源として、近隣施設から得られる温排水を利用し、第二期島本町環境基本計画における基本方針の一つである「地球にやさしいまちづくり（脱炭素社会）」の実現に資する施設とすること。

(4) 必要諸室

本施設の基本的な諸室の用途と要求水準を以下に示す。

事業者は、本事業の目的を効果的かつ効率的に達成するために有効と考えられる諸室や機能を計画し、提案すること。

ア スポーツ機能

(ア) 体育室 1

a 利用計画

- (a) 各種球技を中心としたスポーツを実施する室である。
- (b) 実施競技は、「資料 6 想定競技一覧」のとおりである。
- (c) 選挙の投票所、開票所としての利用が想定される。

b 機能・規模・仕様

- (a) 「資料6 想定競技一覧」に記載の競技が実施可能な広さ(35.0m×27.0m程度)を確保すること。
- (b) 天井有効高さは、10.0m以上とする。
- (c) 室を分割して貸出するため、可動式の防球ネット等を設けること。
- (d) バスケットボールコート(1面)、ミニバスケットボールコート(2面)、バレーボールコート(2面)、バドミントンコート(6面)のコートラインを引くこと。
- (e) 2階に150席以上の観客席(車いす使用者及び介助者席含む)を設けること。
- (f) 2階に体育室1を周回する通路(立見スペースとしての利用を想定)を設けること。
- (g) 災害時には、地区防災拠点として利用できる計画とすること。
- (h) 壁面の正面上部に横断幕等の設置が可能な吊物装置を設けること。
- (i) 壁及び床材は、機能性や耐久性、メンテナンス性、ランニングコスト等を比較した結果最適な建材を町へ提案すること。提案にあたっては、運動等による荷重を考慮すると共に、振動が伝播しないように配慮すること。
- (j) 壁面には競技利用に配慮した位置に窓を設置するとともに遮光装置を設けること。
- (k) 「資料6 想定競技一覧」に示す各種競技用の支柱を容易に設置できる支柱金具を設置すること。支柱金具はふた付とし、安全性及び美観性に配慮すること。
- (l) 照度1,000ルクス以上を確保するとともに、照度調整が可能な機能を有すること。
- (m) 持ち込みによる移動型の競技表示盤等に対応できる電源を見込むこと。
- (n) 臭気や熱、湿気がこもらないように、通風・換気に配慮すること。
- (o) 屋根面結露を防止するための屋根面での断熱計算や気流シミュレーションによる検証を設計段階で行うこと。
- (p) 体育室1内に設ける各種設備等が球技の飛球による損壊を防ぐための対策を講じること。
- (q) 敷地外から体育室1までの選挙速報用のインターネット回線とFAX回線用の空配管及び体育室1内部に接続口を設けること。
- (イ) 控室
 - a 利用計画
 - (a) 大会開催時の本部や関係者控室として利用する。
 - b 機能・規模・仕様
 - (a) 体育室1に面した配置とし、体育室1からアクセス可能な計画とすること。
 - (b) 体育室1を確認できる窓を設けること。なお、体育室1に面する窓は破損防止対策を施すこと。
 - (c) 30㎡程度見込むこと。
 - (d) 設計段階で控室内の備品のレイアウトを町に提案すること。
- (ウ) 器具庫1
 - a 利用計画
 - (a) 体育室1で実施する競技用の備品を格納する。

b 機能・規模・仕様等

- (a) 格納予定の備品は、「資料7 想定備品一覧」を参照し、出し入れが容易な広さやレイアウトを提案すること。
- (b) 体育室1に面した位置に計画する。
- (c) 体育室1の分割利用時の利便性に配慮した室配置、建具計画とすること。
- (d) 大型運動器具の搬出入に配慮した動線計画とすること。

(エ) 体育室2

a 利用計画

- (a) 武道利用をはじめ、他の軽運動など多目的利用が可能な室とする。
- (b) 実施競技は、「資料6 想定競技一覧」のとおりである。

b 機能・規模・仕様等

- (a) 「資料6 想定競技一覧」に記載の競技が実施可能な広さ（14.0m×14.0m程度）を確保すること。
- (b) 天井有効高さは、5.0m以上とする。
- (c) 床は武道場の利用にふさわしい木製フローリング材とすること。
- (d) 壁面鏡を室内の1面以上に計画し、競技時の破損防止用の扉を計画すること。
- (e) 音楽等を流す施設利用が想定されるため、遮音性に配慮した室仕様とすること。
- (f) 空手マット等を設置することができる室仕様とすること。
- (g) 照度1,000ルクス以上を確保するとともに、照度調整が可能な機能を有すること。
- (h) 持ち込みによる移動型の競技表示盤等に対応できる電源を見込むこと。
- (i) 臭気や熱、湿気がこもらないように、通風・換気に配慮すること。

(オ) 器具庫2

a 利用計画

- (a) 体育室2で実施する競技用の備品を格納する。

b 機能・規模・仕様等

- (a) 格納予定の備品は、「資料7 想定備品一覧」を参照し、出し入れが容易な広さやレイアウトを提案すること。
- (b) 体育室2に面した位置に計画する。

(カ) 体育館用更衣室

a 利用計画

- (a) 各体育室及びトレーニングルームの利用者用の更衣室とする。

b 機能・規模・仕様

- (a) 男女別に計画すること。
- (b) 各更衣室にシャワー室及び洗面化粧台を設置すること。なお、シャワー室は独立したシャワーブースとして計画すること。
- (c) シャワー室及び洗面化粧台は、施設の同時最大利用者数を想定の上、必要数を算定すること。
- (d) 各更衣室にロッカーを各64名分以上（8人用ロッカー、サイズ：w900、d455、h1800程度を想定）、設置可能な計画とすること。

- (e) 床の仕上げはすべりにくく、衛生面及び快適性に配慮した仕上げ材を採用すること。
- (f) バリアフリー更衣室を計画し、シャワー室及び洗面化粧台を設置すること。バリアフリー更衣室は、大阪府福祉のまちづくり条例に適合した仕様とすること。
- (g) 体育館用更衣室に設ける備品リストの提案を町に行うこと。

イ 体力づくり・健康づくり機能

(ア) トレーニングルーム

a 利用計画

- (a) トレーニングマシンやフィットネス器具などの健康増進に対応した設備を設けて、スポーツの経験や年齢に関係なく、誰もが気軽に利用できる室とする。

b 機能・規模・仕様

- (a) トレーニングルームは、100 m²以上の床面積を確保すること。
- (b) トレーニングルームにおける備品リストの提案を町に行うこと。
- (c) トレーニングマシンは町が別途納入するため、自由なレイアウトに対応できる床荷重を見込んでおくこと。
- (d) トレーニングルーム入口には、入退室管理のためのセキュリティゲートを計画し、必要となる電源及び通信設備等を整備すること。

(イ) 体育室 3

a 利用計画

- (a) 各種軽運動（ダンスやヨガ等）等多目的利用が可能な室とする。

b 機能・規模・仕様

- (a) 体育室 3 は、100 m²以上の床面積を確保すること。
- (b) 室を 2 分割して使用するための移動間仕切りを計画すること。2 分割利用時に廊下からそれぞれの室に出入りできる扉を設けること。
- (c) 壁面鏡を室内の 1 面以上に計画し、競技時の破損防止用の扉を計画すること。
- (d) 音楽等を流す施設利用が想定されるため、遮音性に配慮した室仕様とすること。
- (e) バレエバーを設置すること。

(ウ) 器具庫 3

a 利用計画

- (a) トレーニングルーム及び体育室 3 の器具庫として利用する。

b 機能・規模・仕様

- (a) 格納予定の備品は、「資料 7 想定備品一覧」を参照し、出し入れが容易な広さやレイアウトを提案すること。
- (b) トレーニングルーム及び体育室 3 の器具庫として、利便性の高い位置に計画すること。

(エ) 一般用プール

a 利用計画

- (a) 学校利用のほか、団体利用やスポーツ教室での利用を想定する。
- (b) 学校利用は単独利用とし、一般利用者との共同利用は行わない。

b 機能・規模・仕様

- (a) 「遊泳用プールの衛生基準について（厚生労働省通知。平成 19 年 5 月 28 日健衛発第 0528003 号）」の施設基準を遵守すること。
- (b) 25mコースを 6 レーン計画とすること。
- (c) 小学校低学年の利用を考慮して、プールフロアにて水深が調整できる計画とすること。
- (d) 車いす使用者や高齢者等が入退水しやすいスロープを設けること。なお、安全性確保のため一般用プールと手すり等で明確に区画すること。
- (e) プールサイドには、準備体操など児童・生徒の同時利用を想定したスペースを確保すること。
- (f) プールサイドには、口洗い、洗顔設備を設置すること。
- (g) プール用更衣室からプールサイドまでの動線上に、児童・生徒が利用しやすい洗体用シャワー、タオル置場等を設置すること。
- (h) 冬季利用時の窓からの冷輻射等の防止や結露対策等を行うこと
- (i) 施設外部からの視線に配慮すること。
- (j) プール部の床材は防滑性能に優れた材料を、プールサイドの床は水にぬれても滑らないノンスリップ性の材料を採用すること。
- (k) 壁・天井は、汚れ、カビの発生を抑制し、吸水性が低く、清掃性や耐久性に優れた材料を採用すること。
- (l) 適切な水温、室温を維持できるものとし、実際の利用状況に応じて調整可能な設備とすること。
- (オ) 幼児用プール
 - a 利用計画
 - (a) 幼児の利用を想定した幼児用プールを設けること。
 - b 機能・規模・仕様
 - (a) 20 m²以上の面積を確保すること。形状は問わない。
 - (b) 水深は 60cm 程度とすること。
 - (c) 一般用プールと併設することも可とする。その場合、幼児の安全性確保のため一般用プールと手すり等で明確に区画すること。
- (カ) ジャグジープール
 - a 利用計画
 - (a) 水泳で冷えた身体を温めるための温浴槽として利用する。
 - b 機能・規模・仕様
 - (a) 水温を高め設定（38℃～40℃程度）すること。
 - (b) 高齢者等の利用に配慮した安全対策及びバリアフリー措置を講じること。
- (キ) プール用観覧スペース
 - a 利用計画
 - (a) 一般用プール及び幼児用プールの見渡せる観覧スペースとして利用する。
 - b 機能・規模・仕様
 - (a) 一般用プール及び幼児用プールの見渡せる位置に、観覧スペース（15 名以上の座席を設けること）を設置すること。

(ク) プール用更衣室

a 利用計画

- (a) 一般用プール及び幼児用プール利用者の更衣室として利用する。

b 機能・規模・仕様

- (a) 男女別に計画すること。
- (b) 各更衣室にシャワー室及び洗面化粧台、便所を設置すること。なお、シャワー室は独立したシャワールームとして計画すること。
- (c) シャワー室及び洗面化粧台、便所は、施設の同時最大利用者数を想定の上、必要数を算定すること。
- (d) 各更衣室にロッカーを各 100 名分以上（8 人用ロッカー、サイズ：w900、d455、h1800 程度を想定）、設置可能な計画とすること。
- (e) 同時に 40 人程度が更衣できる更衣スペースを確保すること。
- (f) 床の仕上げはすべりにくく、衛生面及び快適性に配慮した仕上げ材を採用すること。
- (g) 車いす使用者や障害者、性別の違う親子等が利用しやすいバリアフリー更衣室（個室）を 1 室以上設けること。バリアフリー更衣室には、更衣スペース（介助用ベッドの設置スペースを確保すること）とシャワー室（シャワーは取外しができ、固定高さを自在に変えられる仕様とすること）、バリアフリースイレを併設した計画とすること。バリアフリー更衣室は、大阪府福祉のまちづくり条例に適合した仕様とすること。
- (h) プール用更衣室に設ける備品リストの提案を町に行うこと。
- (i) プール用更衣室入口には、入退室管理のためのセキュリティゲートを計画し、必要となる電源及び通信設備等を整備すること。
- (j) 更衣室からプールサイドへ向かう動線上に強制シャワー等を設け、衛生面に留意すること。

(ケ) プール用器具庫

a 利用計画

- (a) 一般用プール及び幼児用プールで使用する備品を格納する。

b 機能・規模・仕様

- (a) 格納予定の備品は、「資料 7 想定備品一覧」を参照し、出し入れが容易な広さやレイアウトを提案すること。
- (b) プールサイドに面した位置に設けること。

(コ) プール監視室

a 利用計画

- (a) プール全体の監視を行うための室として利用する。

b 機能・規模・仕様

- (a) 安全管理、監視、事故防止のため、プールサイドに面した一般用プール及び幼児用プール全体を監視しやすい位置に設けること。また、救護室からの動線にも留意すること。
- (b) プール監視室に設ける備品リストの提案を町に行うこと。

- (c) プールサイド及び管理諸室側両方から出入りできるようにすること。
- (d) 監視室内にインストラクター及び学校利用時の教員の荷物が保管できるスペース及び室内で更衣できるスペースを設けること。

ウ 交流機能

(ア) エントランスホール

a 利用計画

- (a) 本施設の利用者に加え水無瀬川緑地公園の利用者も含めて、誰もが憩うことができる空間とする。

b 機能・規模・仕様

- (a) 開放感のある明るい空間とし、居心地のよい場づくりに配慮すること。
- (b) 利用者の主たる出入口には風除室を設置し、余裕のある間口を確保すること。風除室には必要数の傘立ての設置スペースを確保すること。
- (c) 利用者数に応じた下足コーナー及び下足入れを設置すること。なお、上下足の履き替えラインについては運用方法も合わせて町に提案すること。
- (d) 学校利用時の待機スペースとして利用できる広さを確保する。
- (e) 団体の紹介やスポーツ教室の案内など、住民活動を支援する情報コーナーを設けること。
- (f) エントランスホールに設ける備品リストの提案を町に行うこと。

(イ) 休憩スペース

a 利用計画

- (a) 施設利用者や水無瀬川緑地公園の利用者が、自由に休憩・談話・交流できる空間とする。

b 機能・規模・仕様

- (a) エントランスホールと近接、又は一体化した配置とすること。
- (b) ベンチ等を適宜設置し、休憩・談話・交流スペースとしての機能を確保すること。
- (c) 自動販売機や給水器の設置スペースを設けること。
- (d) 乳幼児連れの親子利用に配慮して、キッズスペース及び授乳室を設けること。
- (e) 授乳室内に男女ともに利用できるおむつ替えスペースや流し台を設けること。
- (f) 休憩スペースに設ける備品リストの提案を町に行うこと。

(ウ) 研修室

a 利用計画

- (a) 住民や団体による活動・交流など幅広い利用を想定する。

b 機能・規模・仕様

- (a) 50名程度が利用できる長机、椅子がレイアウト可能な計画とすること。
- (b) 室を2分割して使用するための移動間仕切りを計画すること。2分割利用時に廊下からそれぞれの室に出入りできる扉を設けること。
- (c) プロジェクターの投影ができるように、壁面仕様の配慮、もしくは天井にスクリーンボックス及びスクリーンを設置すること。
- (d) 研修室に設ける備品リストの提案を町に行うこと。

エ 防災機能

(ア) 備蓄倉庫

a 利用計画

- (a) 水無瀬川緑地公園とともに、地域の防災拠点として機能するよう災害発生時の応急・復旧に必要な備品・資材を保管する。

b 機能・規模・仕様

- (a) 矩形で 20 m²以上確保すること。
- (b) 物資搬出入の動線（1.2m幅以上）を考慮し、備蓄用ラックのレイアウトを町に提案すること。

オ 管理サービス機能

(ア) 事務室

a 利用計画

- (a) 施設運営用の事務業務を行う執務スペースとする。

b 機能・規模・仕様

- (a) 50 m²以上の床面積を確保すること。
- (b) 事務員 6 名の利用を想定し、備品レイアウトを町へ提案すること。
- (c) 事務室はエントランスホールに面し、施設利用者の訪問を容易に確認できる配置とすること。
- (d) 受付対応等を行うための受付カウンターを設けること。
- (e) 受付に併設して、トレーニングマシン及びフィットネス器具の使用方法など、健康・体力づくりに関する相談に対応できる相談コーナーを設けること。相談コーナーには体重計や血圧計、心拍計等の健康管理に有効な測定器の設置スペースを計画すること。
- (f) O Aフロアとすること。
- (g) 事務室に設ける備品リストの提案を町に行うこと。
- (h) 事務室に近接して、書類や備品、消耗品を保管する倉庫を設置する。

(イ) 救護室

a 利用計画

- (a) けが人、急病人等の応急措置など、緊急時の事故対応に利用する。

b 機能・規模・仕様

- (a) 事務室との位置関係や救急車の寄り付き、ストレッチャーの動線に考慮すること。
- (b) A E Dを設置すること。
- (c) 救護室に設ける備品リストの提案を町に行うこと。

(ウ) 職員更衣室・休憩室

a 利用計画

- (a) 職員用の更衣スペース及び休憩スペースとして利用する。

b 機能・規模・仕様

- (a) 男女別の職員用更衣スペース及び休憩スペースを計画すること。

(b) 各更衣室にロッカーを各 12 名分以上（6 人用ロッカー、サイズ：w900、d455、h1800 程度を想定）、設置可能な計画とすること。

(c) ミニキッチンを備えた給湯スペースを計画すること。

(エ) トイレ

a 利用計画

(a) 利用者及び施設管理者が利用する。

b 機能・規模・仕様

(a) 男女別で各階に計画すること。

(b) 便器及び洗面台の数は、施設の同時最大利用者数を想定した上で、必要数を算定すること。

(c) 各便所の 1 以上の個室にはベビーチェアを設置し、子ども同伴で利用できる仕様とすること。

(d) 停電時においても使用可能とすること。

(e) メンテナンスのしやすさを考慮し、地下ピットを設けること。

(オ) バリアフリースイートイレ

a 利用計画

(a) 主に高齢者、障害者等が利用する。

b 機能・規模・仕様

(a) 大阪府福祉のまちづくり条例に沿った計画以上とすること。

(b) 各階に計画すること。

(c) オストメイト対応便房の設備を 1 以上設け、その出入口にその旨の表示を行うこと。

(d) 大人介護用ベッドを 1 以上設け、その出入口にその旨の表示を行うこと。

(e) 1 階を除く各階のバリアフリースイートイレにおむつ交換台を 1 以上設けること。

(f) 非常用呼出し設備を設置すること。

(g) 停電時においても使用可能とすること。

(カ) 倉庫

a 利用目的

(a) 運営で使用する備品や消耗品を格納する。

b 機能・規模・仕様

(a) 運営の利便性を考慮し、分散配置すること。

(キ) 機械室

a 利用目的

(a) 本施設で使用する各種設備を設置する。なお、屋外に設備を設置することも可とするが、目隠しフェンスの設置等、景観的な配慮を行うこと。

b 機能・規模・仕様

(a) 機械室の配置、広さ、有効高さについては、機器搬出入経路、設備スペース及び床荷重に配慮するとともに機器の更新の容易さに配慮すること。

(b) 給気、排気を適切に計画すること。

(c) 防音、振動対策を施すこと。

(ク) 通路等

a 利用計画

(a) 利用者が建物内の移動に利用する。

b 機能・規模・仕様

(a) 消火器等については壁面に埋込むことを基本とし、通路に突起物がないように計画すること。

(b) 階段は2段手すりを設置すること。

(ケ) ごみ庫

a 利用計画

(a) 本施設内で発生した廃棄物を衛生的に一時保管する。

b 機能・規模・仕様

(a) 収集車両の寄り付きに配慮した位置に計画すること。

(b) 矩形で20 m²以上とすること。

(c) 室内の清掃（水洗い等）が可能な仕様とすること。

(5) 構造計画

ア 耐震性能

(ア) 施設の耐震性能については、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説を踏まえ、次のとおりとする。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	A類
建築設備	乙類

イ 施設の耐用年数

(ア) 耐久性能を60年程度とする。

(イ) 十分な機能を維持できるよう、合理的な長期修繕計画を作成し、施設の維持、保全に必要な資料を提出すること。

ウ 基礎構造

(ア) 建物や工作物が不同沈下等を起こさない基礎構造及び工法を採用すること。

(イ) 液状化等の発生可能性を検証し、液状化リスクが高い場合、適切な措置を講じること。

(6) 電気設備計画

ア 共通事項

(ア) 自然エネルギーや省エネルギー技術の活用に努め、地球環境に配慮すること。

(イ) 更新性、メンテナンス性を考慮し、容易に保守点検や改修工事が行える計画とすること。

(ウ) 将来の電気機器や容量の増加に備え、受変電設備や配電盤内に予備回路及び配管等を計画すること。

(エ) 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。

(オ) 周辺の景観や騒音・振動等に配慮した屋外設備の設置及び対策を行うこと。

イ 電灯・コンセント設備

(ア) 照明器具は高効率・省電力型のLED照明を採用するなど、諸室の用途と適性を考慮して、機器選定を行うこと。

(イ) 人感センサーや照度センサーを活用して、消費電力の低減に努めること。

(ウ) 特段の要求事項のない諸室の照度は、「JIS照度基準」を原則とし、用途と適性を考慮して設定すること。

(エ) 各室の照明は、事務室で中央管理できる計画とすること。

(オ) 外灯は、自動点滅及び時間点滅の可能な方式とすること。

(カ) 水を扱う諸室に設置する電気設備は、漏電対策に十分留意すること。

(キ) 各競技に影響が出ないよう照明の位置に配慮しつつ、必要な照度を確保すること。

(ク) イベントや災害時利用等を想定し、外壁面等にも、コンセントを設置すること。

(ケ) 非常用電源回路のコンセントは明確に識別できるようにすること。

ウ 動力設備

(ア) 適所に動力盤を設置し、必要な配管及び配線等を行うこと。

(イ) 系統別に幹線系統を明確化し、維持管理が容易に行える計画とすること。

エ 雷保護設備

(ア) 雷保護設備の設置は、原則として関係法令によるものとするが、建築物の構造・用途、建築物内外の財産の重要度、落雷密度、環境条件等を考慮の上、設置の可否を判断すること。

オ 受変電設備

(ア) 本施設への供給を行うにあたり、適切な負荷容量、系統等について検討すること。

(イ) 浸水被害に考慮し、2階レベル以上に計画すること。

(ウ) 保守、点検、維持管理がしやすいよう点検用歩廊を設置すること。

(エ) 増設・更新スペースを確保すること。

(オ) 映像・音響、情報通信機器等への電源ノイズ障害を考慮すること。

(カ) 受変電設備は、キュービクル式とすること。

(キ) 設備更新時の搬入口、搬入経路に配慮した計画とすること。

(ク) 使用電力量を記録、確認ができ、統計的分析に使用できるデータが採取可能なメーター機器（デマンド監視システム）等を設置すること。

カ 太陽光発電設備

(ア) 太陽光発電設備を設置することとし、規模等は設置スペースを鑑みて事業者にて提案すること。

- (イ) 太陽光発電設備を屋根面に設置する場合は、太陽光発電設備の点検が容易な位置に計画すること。また、太陽光発電設備を取外しすることなく屋根の維持管理が可能な仕様とすること。
- (ウ) 太陽光発電設備を設置する場合は、自家消費を基本とする。
- (エ) 太陽光発電設備を設置する場合は、周辺への光害等に留意して、設置角度等を検討すること。

キ 静止型電源設備

- (ア) 停電によりシステム障害等が想定される機器には無停電電源装置を設けること。

ク 非常用発電設備

- (ア) 非常用発電設備については各種法令等に基づき計画すること。
- (イ) 浸水被害に考慮し、2階レベル以上に計画すること。
- (ウ) 非常用発電設備等は、「資料5 主要な諸室の設備一覧」に示す非常時の機能が3日間以上（72時間以上連続運転）確保できる能力を備えること。非常用発電設備等の回路に接続する負荷は、「建築設備設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）最新版」の第二編第10章表2-1を基本とする。

ケ 構内情報通信網設備

- (ア) 本施設の運営・運用システムに必要な機能を有する情報システム及び情報通信環境を計画すること。
- (イ) 「資料5 主要な諸室の設備一覧」を参考に構内情報通信網設備を整備すること。
- (ウ) 緊急地震速報の受信端末を導入し、地震発生時の安全確保に努めること。受信端末は、館内放送と連動させる等、緊急地震速報が施設利用者に瞬時に伝わるように計画すること。
- (エ) LGWANネットワークを整備するための空配管を設けること。
- (オ) 有線LANを整備するための空配管を設けること。

コ 構内交換（電話）設備

- (ア) 原則、ダイヤルイン方式とし、必要に応じた回線数とすること。
- (イ) 事務室には外線を設け、内線については「資料5 主要な諸室の設備一覧」を参考として必要な設備を設けること。

サ 情報表示（時計）設備

- (ア) 「資料5 主要な諸室の設備一覧」を参考として時刻合わせ不要な時計を設置すること。なお、防音性能の高い諸室についても正確な時刻を表示できる設備仕様とすること。

シ 映像・音響設備

- (ア) 「資料5 主要な諸室の設備一覧」を参考として映像・音響設備を整備すること。
- (イ) 室用途を踏まえた仕様の適切なスピーカーを選定し、聞き取りやすさに配慮した配置方式とすること。
- (ウ) 本施設のイベント情報、利用者情報を提供する案内情報設備をエントランスホールに設置すること。

- (エ) 専用の音響設備を設置する諸室には、非常放送時に音響設備等を遮断するカットリレーを設置すること。

ス 拡声設備

- (ア) 事務室から屋内外に個別、一斉放送ができる業務放送設備を設けること。
- (イ) プール監視室からプール内に放送できる業務放送設備を設けること。
- (ウ) 関係法令等による非常放送設備を設けること。
- (エ) 放送設備は、放送のほかに、BGM、チャイムが流せること。

セ テレビ受信設備

- (ア) 地上デジタル放送等の受信が可能な設備を設けること。
- (イ) 「資料5 主要な諸室の設備一覧」を参考として、テレビ端子を設けること。

ソ テレビ電波障害防除設備

- (ア) 本施設の建設に伴い、近隣に電波障害が発生した場合は、事業者の責任において適切な措置を講じること。
- (イ) 設計時に事前調査、完成後に事後調査を実施し、受信レベル・画像画質等の報告書を作成し、町に提出すること。

タ 防犯・入退室管理設備

- (ア) 施設管理者が、建物の出入口等にて機械警備による入退管理を可能とするための空配管を敷設すること。
- (イ) 主装置は事務室に設置するものとし、窓などの開口部を含めて適宜防犯設備を設置する想定とすること。
- (ウ) 具体的な配線ルート、機器の設置場所等は、設計段階において町と協議を行い、決定するものとする。
- (エ) 「資料5 主要な諸室の設備一覧」に記載された諸室、施設内の各所（入退館を確認できる箇所）及び外部（事業用地①及び事業用地②）に、監視カメラ等を設置すること。
- (オ) 監視カメラは事務室でモニター監視及び記録が行える仕様とすること。

チ 誘導支援設備

- (ア) 出入口に事務室と連絡の取れるインターホンを設置すること。
- (イ) バリアフリースイレやバリアフリー更衣室、エレベーター等に異常があった場合には、表示窓の点灯と音声により知らせる呼出ボタン等を設置し、事務室に表示装置を設けること。

ツ 火災報知設備

- (ア) 関係法令等により、受信機、感知器等必要な箇所に設置すること。
- (イ) 高天井の室には、感知器等のメンテナンスを考慮した機器を選定すること。

テ 中央監視制御設備

- (ア) 事務室に監視主装置を設けること。

(7) 機械設備計画

ア 共通事項

- (ア) 自然エネルギーや省エネルギー技術の活用に努め、地球環境に配慮すること。
- (イ) 更新性、メンテナンス性を考慮し、容易に保守点検や改修工事が行える計画とすること。
- (ウ) 将来の機械設備の増設に備え、適宜増設可能なスペースを計画すること。
- (エ) 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- (オ) 周辺の景観や騒音・振動等に配慮した屋外設備の設置及び対策を行うこと。

イ 空気調和設備

- (ア) 空調方式やゾーニングは、温湿度条件、使用時間、用途、負荷傾向、方位等を考慮し、効率的な空調計画とすること。
- (イ) 体育室1では、空調や換気による気流が競技等に影響を与えないよう、吹き出し口の位置等に配慮すること。
- (ウ) プール室においては、天井部の断熱計算や気流シミュレーション等を実施の上、天井部の熱気や結露対策に配慮した計画とすること。また、塩素対策にも十分考慮すること。
- (エ) プール室に設置する機器は対塩素仕様とし、機器の長寿命化を図ること。
- (オ) 事務受付において各室の集中管理（発停・温度管理・状態監視等）を行うことを基本とするが、個別に温度管理が必要と思われる室は、各室での操作も可能とする計画とすること。また、エントランスホール、ホワイエ等は、適宜エリア区分し、エリア毎に管理できるようにすること。

ウ 換気設備

- (ア) 関係法令等を踏まえ、室の用途や換気目的に応じた換気方式を採用すること。
- (イ) シックハウス対策に十分配慮した計画とすること。
- (ウ) プールシステムのダクト、吊り金具、外装材は対塩素仕様とし、機器の長寿命化を図ること。
- (エ) プールの湿気や塩素がプール室以外のエリアに流入しないよう、全体のエアバランスを適切に保つものとする。
- (オ) 外気を取り入れる際には、熱交換型を使用する等、熱負荷や省エネルギーに留意すること。
- (カ) 開放できる窓や吸気口・排気口については、防虫網等の設置により、鳥類及び鼠族、昆虫の進入を防ぐ構造とすること。

エ 自動制御設備

- (ア) 事務室で各室の空調、換気設備の制御が行える計画とすること。

オ 衛生器具設備

- (ア) 不特定多数の人々に使われる施設であるため、衛生的で使いやすく、快適性の高い器具を採用すること。
- (イ) トイレ内の洗面器はカウンター式の自動水栓、小便器は自動洗浄、洋式便器は暖房洗浄便座付きとし、擬音装置を備えること。
- (ウ) 省エネルギー、省資源に配慮した器具を採用すること。

カ 給水設備

- (ア) 必要水量を必要圧力で衛生的に供給できる計画とすること。
- (イ) 給水方式は受水槽方式を基本とし、水槽内の水は停電時にも建物内で利用できるようにすること。
- (ウ) 受水槽は、地震発生時に緊急遮断が可能な仕様とすること。
- (エ) プールの水張り時間は、24 時間以内とすること。
- (オ) 給水設備工事については島本町水道事業指定給水装置工事事業者により施工すること。

キ 給湯設備

- (ア) 施設内の各箇所の給湯量、利用頻度等を勘案し、使い勝手に応じた効率のよい方式を採用すること。

ク 熱利用設備

- (ア) 事業開始後、事業者は町を通じて温排水供給事業者と協議を行った上で、熱利用設備に関する詳細について決定すること。
- (イ) 事業者は熱交換器等の必要な余熱利用設備を設置し、近隣工場からの温排水を温水プールの熱源として利用すること。熱交換した後の温排水は近隣工場まで返送すること。なお、温排水は温水プールの熱源以外の利用も可とする。
- (ウ) 温排水取合点等の方針は、「資料 14 温排水供給に関する資料」を参照すること。
- (エ) 設置する設備や機材は長寿命かつ信頼性の高い製品を使用すること。
- (オ) 更新性、メンテナンス性、安全性を考慮した計画とすること。
- (カ) 使用熱量を管理するため、温度計及びカロリーメーターを設置し、記録できる仕様とすること。
- (キ) 温排水の供給が停止した場合にも温水プールを継続利用するために必要な設備を設けること。なお、夏季及び冬季に 3～4 週間程度、温排水の供給のない期間があることを踏まえた計画とすること。

ケ 排水設備

- (ア) 本施設内で発生する各種の排水を速やかに公共下水道に排出できる計画とすること。
- (イ) プールの排水時間は、12 時間以内とすること。
- (ウ) 排水設備工事については島本町下水道排水設備指定工事店により施工すること。

コ プール循環ろ過設備

- (ア) ろ過設備は機能性・安全性の両面を経済的に実現できるものとすること。
- (イ) 計画遊泳者数やプールの用途に応じた能力を選定すること。
- (ウ) ろ過器及び付帯設備は、「遊泳用プールの衛生基準について（平成 19 年 5 月厚生労働省）」及び「学校環境衛生の基準」を満足するものを採用すること。
- (エ) 循環ろ過装置の出口における濁度を 0.1 度以下とする能力を備えること。
- (オ) 吐出口、取水口等は可能な限りプールの水質が均一になる位置に設置するとともに、吸い込み事故防止対策を行うこと。
- (カ) 死に水が発生せず、均一に水流分布すること。

- (キ) 自動水質監視装置を設置し、プールの水質を維持管理するとともに、維持管理の省力化を図ること。
- (ク) ろ過器の更新、メンテナンスを考慮した機器配置とすること。
- (ケ) 補給水量の削減を考慮した設備とすること。
- (コ) 薬剤の補給を簡易に行えるシステムとし、かつ消費量を削減できるシステムとすること。
- (サ) 水温維持及び設定水温への調整が簡易に行えるシステムとすること。
- (シ) 高度処理装置を設ける等塩素臭拡散を防止又は低減できる設備とすること。

サ ガス設備

- (ア) ガス供給を行う場合は、当該地区のガス供給事業者の規定に従い、安全に配慮した供給を行う計画とすること。

シ 昇降機設備

- (ア) かご及び乗場は障害者、車いす対応とし、ストレッチャーの搬出入が可能な仕様とすること。
- (イ) 事務室に運転監視盤、エレベーター用インターホンを設置すること。

ス 消防設備

- (ア) 各種法令や所管消防署等の規定や指導に従って各種設備を設置すること。

(8) 外構計画

ア 敷地造成

(ア) 撤去・整地

- a 本施設の整備にあたり計画地内の構造物、照明設備、埋設管等を撤去すること。
- b 事業用地内の既存物等については、「資料 15 事業区域内既存物等対応一覧表」に記載の内容を踏まえ撤去、移設又は新設すること。
- c 事業用地①内にある水無瀬川緑地公園内の雨水排水管は、山崎 2 号幹線へ排水しているため、本施設と干渉する場合は移設等の対応を行うこと。なお、雨水排水管の移設にあたっては、「都市計画法 審査基準（大阪府都市整備部住宅建築局 建築指導室審査指導課）」の排水施設に関する基準に準拠した計画とすること。
- d ちびっこ広場内の遊具については町と協議の上、公園内に移設・設置すること。

(イ) 敷地造成

- a 本施設整備にあたり土地の形質の変更が必要な場合、関係法令に準拠した敷地造成を行うこと。
- b 敷地造成にあたり、スポーツ広場のインフラ設備の移設が必要な場合は、移設や仮設対応を行うこと。なお、スポーツ広場には耐水性貯水槽が埋設されていることに留意すること。

(ウ) その他

a 防球フェンス

- (a) スポーツ広場と本施設の間には高さ 5.0m の防球フェンスを計画すること。
- (b) 防球フェンスは、既存の防球フェンスと限りなく近い仕様（色、網目等）とすること。

b フラッグポール

- (a) 敷地造成に伴って既設フラッグポールを撤去する場合は、同等品を新設又は復旧すること。

イ 事業用地①

(ア) 要求事項

- a ちびっこ広場内の遊具については、すべて水無瀬川緑地公園内に移設すること。移設場所については町と協議の上、決定すること。
- b 本施設の整備に必要なスペースを確保するために、土地の形質変更を行うこと。土地の形質変更にあたっては、現況のスポーツ広場での実施競技に影響がない範囲とすること。なお、工事期間中の占用に伴う実施競技への影響はやむを得ないものとするが、占用に関する詳細については、事業開始後に町と協議すること。
- c 山崎 41 号線の道路縦断勾配を踏まえ事業用地①の高さレベルを計画すること。
- d 歩車分離を基本とし、山崎 2 号幹線から町営住宅及び水無瀬川緑地公園への歩行者や自転車の歩行者動線を確保すること。
- e 駐車場への出入口には運営時間外の車両の進入を防ぐためのバリカー等を設置すること。
- f 駐車場や通路部については、外灯を適宜設置すること。
- g 敷地の余剰地は緑化する等、周辺景観へ配慮した計画とすること。また、緑地の散水用の散水栓を分散配置して計画すること。
- h 車両及び歩行者のスムーズな通行及び安全確保のため、必要な標識・路面表示を適宜整備すること。
- i 郵便受けを設置すること。
- j 災害時に利用できるマンホールトイレを 3 箇所以上計画すること。

ウ 事業用地②

(ア) 要求事項

- a 将来的にゲート式等の駐車場への改修が可能な駐車場計画とし、設計図を提出すること。
- b 駐車場への出入口には運営時間外の車両の進入を防ぐためのバリカー等を設置すること。
- c 駐車区画は白線等で明確に示し、1 区画ごとに車止め、車止めポール等を適宜設置すること。
- d 駐車場や通路部については、外灯を適宜設置すること。
- e 駐車台数等の機能の確保を優先するものの、既存の高木等は可能な限り残す計画とすること。
- f 敷地の余剰地は緑化する等、周辺景観へ配慮した計画とすること。また、緑地の散水用の散水栓を分散配置して計画すること。
- g 町営住宅との敷地境界部はフェンス等で区画すること。
- h 山崎 41 号線から事業用地②への出入口付近の山崎 41 号線内の未舗装分は同等の仕様で舗装すること。

- i 事業用地②内の自動販売機については存置すること。なお、工事等で支障となる場合については、事業者負担で移設、復旧すること。

エ サイン計画

- (ア) サインのデザイン等は、島本町デザイン計画を参考に統一した計画とすること。
- (イ) 山崎2号幹線からのアクセスを考慮した位置に館銘サインを計画すること。
- (ウ) 利用者が容易に本施設のエントランスまで到達できるサインを適宜計画すること。
- (エ) サイン計画は、外部の適切な箇所に設置するものとし、外部に設ける施設銘板や室名の文言は、設計業務段階において町に確認すること。
- (オ) 案内表示も含め、施設の案内板を、認識しやすい文字の大きさや色彩で、施設周辺及び敷地内の分かりやすい位置に設置すること。
- (カ) 施設銘板及び注意書きの看板等を設置すること。

オ 道路改良

- (ア) 町道41号線については、「資料8 道路改良計画図」を参考に事業者にて設計、協議（道路管理者、警察等）、必要な手続き、施工まで実施すること。

カ 植栽

- (ア) 樹木等を植栽する際には周辺環境との調和に留意しつつ、特色ある配置や樹種とすること。具体的な樹種の選定については、町と協議を行うこと。また、できる限り管理の手間がかからないことを前提とすること。

キ その他

- (ア) 敷地内の雨水を処理するのに十分な能力のある排水溝又は暗渠を設けること。
- (イ) 雨水の処理は、水溜りや冠水が起きないように配慮するとともに、流出抑制や再利用を図ることについて検討すること。
- (ウ) 建物の周囲は、清掃しやすい構造とし、かつ、雨水による水たまり及び塵埃の発生を防止するため、適切な勾配を確保の上舗装すること。なお、舗装については、想定される車両荷重（災害時の緊急車両等）に十分耐えうるものとする。
- (エ) 安全性を確保するのに十分な照度の外部照明を設置すること。
- (オ) 空調屋外機等の設置箇所は、音や臭気、景観等に配慮すること。
- (カ) 屋外コンセント及び散水栓を適切に配置すること。
- (キ) アプローチや屋外通路等は、バリアフリー対応とし、主要な部分は、美観にすぐれ排水性のよい仕上げとすること。
- (ク) 懸垂幕及び掲揚台を設置すること。規模及び設置箇所・基数は事業者の提案による。

ク 仮設駐車場

- (ア) 工事期間中に水無瀬川緑地公園利用者用の駐車場を継続して確保する目的で、47台以上駐車可能な仮設駐車場を事業用地②内に確保すること。
- (イ) 駐車場への出入口には運営時間外の車両の進入を防ぐためのバリカー等を設置すること。

(ウ) 仮設駐車場とせず本設の駐車場として、その一部を先行して整備し、町へ引き渡すことも可とする。

(エ) 駐車場内での工事車両との動線交錯が生じない計画とすること。

ケ 仮設駐輪場

(ア) 工事期間中に水無瀬川緑地公園利用者用の駐輪場を継続して確保する目的で、36台以上駐輪可能な仮設駐輪場を事業用地②内に確保すること。

(イ) 仮設駐輪場とせず本設の駐輪場として、その一部を先行して整備し、町へ引き渡すことも可とする。

(ウ) 工事車両との動線交錯が生じない安全に配慮した計画とすること。

4 施設整備業務に関する要求水準

(1) 総則

ア 基本方針

- a 事業者は、設計施工一括契約書、要求水準書、事業提案書等及び関係法令に基づき施設整備業務を行うこと。

イ 対象業務

- (ア) 設計業務
- (イ) 工事監理業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) その他本施設の設計・建設上必要な業務

ウ セルフモニタリング

- (ア) 事業者は、設計内容が要求水準書及び事業提案書等に即したものであることを確認するため、基本設計完了時や実施設計完了時等の然るべきタイミングに、セルフモニタリングを実施すること。
- (イ) セルフモニタリングにかかるチェックシートの作成にあたっては、要求水準書・事業提案書・質疑回答書を踏まえたものとし、町で実施するモニタリングと共通でできるように町と協議の上、記載項目を決定すること。
- (ウ) セルフモニタリングでは、チェックシートの該当箇所の分かるマーキング図等の資料を作成し、チェックシートとマーキング図等の資料の照合をかけた上で、町へ提出すること。

(2) 設計業務

ア 事前調査業務

- (ア) 事業者は、自らの提案において必要となる現況調査、測量、地盤調査、電波障害調査等、各種調査業務を、事業者の責任において必要な時期に適切に行うこと。事業者が、町の協力を必要とする場合、町は資料の提出、その他について協力する。
- (イ) 「資料 16 境界杭に関する資料」に示される境界杭について町立会いのもと復元及び新設すること。
- (ウ) 着手前に事前調査計画書を作成し、町に提出するとともに、着手後に調査結果をまとめた報告書を作成し、町に提出すること。
- (エ) 町の調査不備に起因する場合を除き、事業者想定と異なる調査結果となった場合でも、事業者負担により提案内容を実現すること。

イ 設計業務

- (ア) 対象施設
 - a 業務の対象範囲及び施設は、事業用地内におけるすべての建築物、工作物等とする。
- (イ) 業務期間

1 事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに町から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

m 設計変更について町は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加的な費用（設計、工事費等）が発生したときは、町が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

(オ) 業務の報告

a 事業者は、定期的（1回／月以上）に町に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うこと。

b 事業者は、町が、国や府等の関連機関に対して報告等が必要となる場合は協力すること。

c 事業者は、町及び関連する行政機関等と打合せを行ったときは、その内容について議事録を作成し、町に提出の上相互に確認を行うこと。

(カ) 基本設計及び実施設計に係る成果品等の提出

a 基本設計完了時、実施設計完了時、その他必要に応じて町の確認を得ること。

b 設計成果品等の提出は、「資料 9 基本設計成果品」及び「別添資料 10 実施設計成果品」参照。

ウ 各種申請業務

(ア) 事業スケジュールに支障がないよう、関係機関等と協議を行い、各種申請・許認可取得の手続きを行うこと。

(イ) 本施設の整備に関する建築基準法第6条に基づく申請については、町を建築主として建築確認済証の交付を受けること。

(ウ) 各種申請に伴う、手数料等はすべて事業者の負担とする。

エ 交付金申請等支援業務

(ア) 事業者は、町が歳入として予定している「学校施設環境改善交付金」の交付申請や起債及び会計検査院による実地検査に必要な書類の作成などについて支援すること。

オ 設計意図伝達業務

a 設計業務を行う者は、本施設の建設・工事監理を行う者に対し、実施設計に関する意図伝達を行うこと。合わせて、本施設の建設後に、本施設の維持管理・運営を行う事業者に対し、実施設計に関する意図伝達を行うこと。

(3) 工事監理業務

事業者は、実施設計図書、設計施工一括契約書、要求水準書、入札時の事業提案書に基づいて、本施設等の工事監理を行うこと。

建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行うこと。なお、工事監理者は工事監理業務にあたる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る（恒常的な雇用関係とは参加表明書の提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。）。

ア 工事監理計画書の提出

(ア) 工事監理業務着手の2週間前までに、以下の記載内容を含む「工事監理計画書」を作成し、町に提出すること。

- a 業務工程表
- b 業務配置（計画・実施）表
- c 管理技術者等届
- d 管理技術者経歴書
- e 配置技術者届
- f 受注者管理体制系統図

イ 工事監理報告書の提出

(ア) 工事監理者は、毎月10日までに以下の記載内容を含む「工事監理業務報告書（月報）」を作成し、町へ提出すること。

記載内容	○主要報告事項 ・工事概況及び工事進捗状況 ○工事監理状況報告事項 ・施工計画書や施工図等の承諾状況 ・協議、指示、承諾、立会、検査等の状況 ・事業者のセルフモニタリング、町のモニタリング結果 ○翌月の主要監理課題
------	---

ウ その他提出書類

- (ア) 着手届
- (イ) 業務委託承諾願
- (ウ) 工事監理業務日報
- (エ) 貸与品等受領書（借用書）
- (オ) 報告書・提案書・指示書・協議書
- (カ) 打合せ記録簿
- (キ) 業務履行期間延長請求願
- (ク) 業務一時中止通知書

エ 業務実施の留意点

- (ア) 町への完成確認報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。
- (イ) 工事監理業務の内容は、「建築工事監理業務委託共通仕様書」に示される業務とする。

(4) 建設業務（解体・撤去業務を含む）

事業者は、各種関連法令を遵守し、設計施工一括契約書、要求水準書、事業提案書及び設計図書に基づき、施設の建設工事を行う。

ア 業務期間

- (ア) 設計業務終了後から令和11年12月末までに引渡しを完了することとする。具体的な業務期間については、事業者提案に基づき設計施工一括契約書において定めるものとする。

- (イ) 事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め町と事業者が協議して決定するものとする。

イ 基本要件

(ア) 留意事項

- a 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
- b 設計、解体・建設工事の対象範囲内の既設埋設物等について、十分に調査を行うこと（工事中に埋設物等が発覚した場合の対応及び注意事項の詳細については、設計施工一括契約書を参照すること）。
- c 本施設以外の水無瀬川緑地公園内既存施設は供用中のため、工事期間中の施設運営、利用者動線に配慮すること。
- d 仮設、施工方法等、工事を行うために必要な一切の業務手段については、事業者が自己の責任において行うものとする。
- e 事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を町の監督職員に毎月報告するほか、町から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- f 事業者は、町と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に町に連絡すること。
- g 町は、事業者や建設企業が行う工程会議に立会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。

(イ) 近隣対応

- a 工事着手に先立ち、事前調査及び建設準備等を行い、事業者の必要に応じて近隣住民等へ工事説明会等を開催する等、工事内容を周知するとともに工事の円滑な進行に努め、近隣住民の理解、作業時間等の了承を得ること。
- b 建設業務にあたって、事前及び事後における家屋調査、電波障害調査等を必要に応じて実施し、その対策も行うこと。
- c 工事中は、近隣その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情等は、事業者を窓口として、工事工程に支障をきたさないように対応すること。
- d 工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとする。
- e 隣接保育所等への防音対策を講じること。特に、昼寝時間帯は十分配慮すること。

(ウ) 安全対策

- a 現場内の事故・災害等の発生防止に十分留意するとともに、近隣へ事故・災害等が及ばないよう、万全の対策を行うこと。
- b 工事期間中も公園内の施設の一般開放を継続するため、公園利用者の安全性や利便性に十分配慮すること。工事中は交通誘導員を適切に配置し、工事の段階において公園利用者に対し誘導サインを掲示すること。
- c 周辺道路は通学路であるため、大型車の搬入は児童の安全を確保するため、車両搬入を午前7時30分から午前8時30分まで禁止する（学校休業日は除く）。下校時刻は学年クラスにより違うので車両運行等に十分注意すること。

(エ) 環境対策

- a 騒音・振動・悪臭・粉じん・地盤沈下等、周辺地域に及ぼす悪影響の防止について、十分な対策を行うこと。工事中は騒音・振動計を設置し、測定データの収集・記録・管理等を行うこと。
- b 使用重機（バックホウ、ブルドーザー、振動クローラー等）は低騒音、排出ガス対策型重機を使用すること。
- c 万一周辺地域に悪影響等が発生した場合には、事業者を窓口として、自らの責任と負担において対応すること。

(オ) 既存施設の保護

- a 隣接する物件、道路、水路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、万一工事中に損傷等が発生した場合には、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を自らの責任と負担において対応すること。

(カ) 施工管理

- a 原則、日曜及び祝日は休工とし、午前8時から午後6時までの工事とすること。
- b 各種の関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画等に従って工事を実施すること。なお、工事実施に必要な諸官庁への発注者名義を含む提出書類・届出等については、事業者において書類の作成・提出・受理の代行を行い、その手数料等は事業者が負担すること。
- c 町は必要に応じ、工事現場において施工状況の確認を行うことができる。また、事業者は、町から施工状況等について説明を求められたときには速やかに回答すること。

(キ) 廃棄物等の処理

- a 工事により発生する廃棄物等は、関係法令等に定められた方法により、適法かつ適切に搬出处分（処理）すること。
- b 工事により発生する廃材等は、積極的に再資源化を図るようにすること。

(ク) 仮設要件

- a 工事用の給水、排水及び電力については事業者の負担とする。ただし、既存設備からの分岐使用も可能とする。
- b 既存の設備を使用する場合、事業者の負担によりメーターを取り付け、使用料相当分を負担することとする。

(ケ) その他

- a 工程上無理のない工事計画とし、要求される性能が確実に実現されるよう管理すること。
- b 事業用地周辺で調査や作業を行うにあたり、やむを得ず隣地に立ち入る場合は、その所有者等と協議の上、適切に対応すること。

ウ 総合施工計画書等の提出

- a 事業者は、工事関係提出書類一覧表により指定期日までに、建設業務に係る資料を町へ提出すること。

エ 工事報告書

事業者は、毎月 10 日までに以下の記載内容を含む「工事報告書（月報）」を作成し、町へ提出すること。

記載内容	・工事の進捗状況 ・翌月の工事予定 ・全体工程表（出来高曲線等） ・月間工程表（当月及び来月の 2 か月分） ・現場写真
------	--

オ 完成検査及び完成確認

対象施設の完成検査及び完成確認は、以下に即して実施すること。

（ア）シックハウス対策の検査

- 「室内空气中化学物質の測定マニュアル（厚生労働省）」により、対象施設の建築物の主用諸室におけるホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定すること。
- 測定値が、厚生労働省衛生局長通知「室内空气中化学物質の室内濃度指針値および標準的測定方法等について」に定められる値を上回った場合、完成確認までに是正措置を講ずること。

（イ）事業者による完成検査

- 事業者は、対象施設の完成検査を実施すること。
- 完成検査の実施については、実施日の 14 日前までに町に書面で通知すること。
- 町は、事業者が実施する完成検査に立合うことができるものとする。
- 事業者は、町に対して完成検査の結果を書面にて報告すること。

（ウ）完成図書の提出

- 事業者は、町による完成確認に必要な工事提出書類一覧表に基づく工事書類一式を工事監理者の承諾の上、町の完成確認に前もって提出すること。なお、これらの図書は本施設内に保管すること。

（エ）町による完成検査

町は、事業者の完成検査、法令による完了検査及び設備・器具等の試運転検査等の終了後、以下の方法により完成検査を行い、事業者は町に本施設の引渡を行うこと。

- 町は、事業者による完成検査、設備及び器具等の試運転検査等の終了後に、事業者立会のもと完成検査を行う。なお、町の実施した完成検査を理由に、事業者の責任が軽減されるものではない。
- 町に対して、設備及び器具等の取扱いに関する説明を実施すること。
- 町は、完成検査の結果について、「検査結果報告書」により事業者に報告する。なお、不合格となった場合は、町の指示に従って是正及び手直し等を行い、再確認を受けること。

（オ）施設の引渡し

町による完成検査の結果、合格となった場合は、鍵の引渡しをもって、施設の引渡しとする。

引渡し時には、「資料 11 引渡し書類」を町に提出すること。なお、これらの図書の保管場所を本施設内に確保すること。

(カ) 建物登記簿の関連手続き

町が建物登記を行う場合は、事業者は図面の作成等に協力すること。

(5) その他本施設の設計・建設上必要な業務

本事業を実施するにあたり、設計施工一括契約書、要求水準書、事業提案書で示す内容を満たす上で、その他に施設整備上必要な業務がある場合は、本事業実施に支障がないよう、適切に実施すること。